

お知らせ 認知症の人と家族の会
「伊賀地域つどい・交流会」

【とき】 5月28日(火)
午後1時30分～4時
【ところ】
名張市総合福祉センターふれあい
(名張市丸之内79番地)
【内容】 認知症の人を介護する家
族の情報交換の場です。
【参加費】 200円
※認知症の人は無料。家族の会会
員は100円。申し込みは不要で
すが、認知症の人が参加する
場合は、事前にご連絡くださ
い。
【問い合わせ】 地域包括支援センター
☎ 26-1521 FAX 24-7511

お知らせ 東日本大震災 被災地への
義援金 受け入れ状況

【義援金総額】 62,361,732円
(平成23年3月14日～平成25年
4月25日)
⇒日本赤十字社へ送金
※お寄せいただいた義援金は、日本
赤十字社を通じて、被災された方々
にお届けします。今後ともご協力
をよろしくお願いいたします。
【義援金箱の設置場所】
本庁舎玄関ロビー
厚生保護課・各支所
【問い合わせ】 厚生保護課
☎ 22-9650 FAX 22-9661

お知らせ インターネット公売

市税の滞納処分として差し押さ
えた財産などをインターネット上
のオークション形式で公売しま
す。落札代金は市の財源として
活用しますので、積極的にご参
加ください。
詳しくは、市ホームページで
ご確認ください。
【市ホームページ掲載開始日時】
5月24日(金) 午後1時
【参加申込期限】
6月10日(月) 午後11時
【入札開始日時】
6月17日(月) 午後1時
【動産下見会】
6月4日(火)・5日(水)
午後1時30分～4時30分
下見会について、詳しくはお
問い合わせください。
※都合により予定を変更する
場合があります。
【問い合わせ】 収税課
☎ 22-9612 FAX 22-9618

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組
(ウィークリー伊賀市・文字放
送)について、ご意見・ご要望
をお聞かせください。
【問い合わせ】 秘書広報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

家電リサイクル法対象品目
【指定取引所】閉鎖のご案内

家電リサイクル法対象品目(エ
アコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・
洗濯機・衣類乾燥機)を処理す
るためには、主に、次の2種類
の方法があります。

- ①リサイクル料金と運搬手数料
を支払い、家電販売店へ依頼
する方法
- ②リサイクル料金を事前に郵便
局で支払い、製品とリサイク
ル券を持って指定取引場所へ
持ち込む方法

現在、市内の指定取引所は
日通津運輸(株)上野取扱所(東
条145-2)と(株)タカミ(西明寺

2301)の2カ所ですが、その
うち日通津運輸(株)上野取扱所が
5月31日で閉鎖します。

6月1日以降に持ち込み処理
ができる指定取引場所は(株)タ
カミのみとなりますので、ご注
意ください。



【問い合わせ】 伊賀市文化会館
清掃事業課
☎ 20-1050 FAX 20-2575



手で触れて視て考える看護を提供する
上野総合市民病院で
働きませんか

上野総合市民病院では平成
25年度と26年4月採用の看護
師(正規職員)を募集します。

【対象者】

昭和29年4月2日以降生
まれで、看護師(婦・士)免許
を持っているか、平成26年4
月までに取得見込みの人。

【募集人数】 20人程度

※認定看護師・専門看護師取得
支援制度があります。

※託児所がありますので、お子
さんがいる人も安心して勤務
していただけます。

【試験日時・会場・試験内容】

上野総合市民病院で作文と面
接を行います。選考試験は随時
とし、日時は応募された人に後
日お知らせします。

【提出書類】

- 職員採用試験受験申込書
- 外国籍の人は住民票などの在
留資格を証明する書類 1通

【応募締切日】 7月31日(水)

【採用予定日】

10月1日・平成26年1月
1日・4月1日

【申込先・問い合わせ】

〒518-0869
伊賀市上野中町2976番地の1
上野ふれあいプラザ2階
伊賀市総務部人事課
☎ 22-9605 FAX 22-9616
上野総合市民病院庶務課
☎ 24-1111 FAX 24-1565

お知らせ 合併処理浄化槽設置への補助金制度

合併処理浄化槽は、家庭のトイレ・風呂や台所などから流れ出る汚水を、微生物の働きにより、きれいな水にして放流する施設です。

市では、公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽を設置する人へ、設置費用の一部を補助する制度を設けていますのでご利用ください。

予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなり次第受付を終了します。ご了承ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。

【問い合わせ】

下水道課

☎ 43-2318 FAX 43-2320



お知らせ 浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設で、浄化槽法で次のことが義務づけられています。

①保守点検（浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、年3～4回の実施）

②清掃（槽内にたまった汚泥の引き出し・機器類の洗浄・清掃を行う作業で、年1回以上の実施）

③法定検査【定期検査：11条検査】（浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査で、年1回の受検）

※法定検査（定期検査：11条検査）は、県知事の指定を受けた（一財）三重県水質検査センターが実施。同センターから対象となる各家庭へ受検案内をお送りします。

【問い合わせ】

三重県知事指定検査機関

（一財）三重県水質検査センター

☎ 059-213-0707

下水道課

☎ 43-2318 FAX 43-2320

お知らせ 働くきっかけづくりに

働いていない若者の社会的自立の促進につなげるため、水耕栽培などを通じた実地訓練を提供し、働き出すにあたっての体力・コミュニケーション能力などを高めるため、就労体験の場を設けます。

【対象者】

※①～③をすべて満たす人

①市内在住

②就労・就学していない15歳以上39歳以下の人

③自宅と体験場所の往復（家族の送迎を含む。）が可能な人

【募集人数】 2人

【体験期間】

7月1日(月)まで

【体験形態】

原則1日あたり6時間で、週3日（月・水・金曜日）

【申込先・問い合わせ】

NPO 法人えん

☎ 080-5337-2080

商工労働課

☎ 43-2306 FAX 43-2311

救急車を適正に利用しましょう

近年、救急車が出動した件数は年々増加しています。昨年、市内での出動件数は4,844件で、前年とくらべて61件、10年前とくらべれば約2,000件も増えています。市内で1日の平均が13件、約1時間50分に1回の割合で救急隊が出動したことになります。

救急要請の中には、症状に緊急性がない場合もあります。また、「平日休めない」「日中は用事がある」「明日は仕事」などの理由で、救急外来を夜間や休日を受診する人もいます。

救急件数が多くなれば、必然的に遠くの救急隊が出動する確率が高まるため現地への到着時間が遅れてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。



いざというときの皆さん自身の安心のために、救急車・救急医療の利用について、考えてみませんか。

《こうした理由で救急車が呼ばれました》

～本当に必要かどうか考えてみましょう～

- 手足の擦り傷・風邪など、緊急性のない軽いけがや病気
- 病院でもらった薬がなくなった。
- 入院・通院のためのタクシー代わり
- どこの病院に行けばいいかわからない。
- 病院で長く待つのが面倒なので、救急車を呼んだ。

診察が可能な病院がわからない場合は、三重県救急医療情報センター（☎ 24-1199）で、判断に迷ったときは救急相談ダイヤル24で確認してください。

救急車や救急医療は限りある資源です。命にかかわる傷病者が一刻も早い救急車の到着を待っています。

ひとりでも多くの命を救うため、また救急医療を安心して利用することのできる市にするため、救急車・救急医療の適正利用にご協力をお願いします。

【問い合わせ】 消防本部消防救急課 ☎ 24-9116 FAX 24-9111